

平常時の備え・訓練

1 児童館職員の備え

(1)児童館職員は、館内の整備に努め、災害発生時の来館者の安全及び避難に備える。

- ①家具(備品)の転倒、物品の転落の防止。
- ②避難路の確保と障害となる備品の撤去、通用門等の管理。
- ③避難経路図の作成と掲示。
- ④非常誘導灯の点灯確認。
- ⑤各部屋の消火器の位置と使用方法の確認。
- ⑥施設内の非常用設備の位置と用途の確認。(火災受信機については訓練で使用するので操作方法も覚える)
- ⑦器具使用後のガスの元栓が締まっているかの確認。
- ⑧ガス器具、高電圧家電機器(冷暖房機等)の使用方法的確認、日常的な点検。
- ⑨可燃物(木材、食用油、シンナー類等)の管理の徹底。
- ⑩児童の登録と、当日の来館者及び利用状況の把握。(誰がどこで何をしているかの把握)
- ⑪救急用具の整理整頓。(箱の中まで日常的に点検すること)

(2)児童館職員は、「かつらぎ町地域防災」(以下、地域防災計画)により、災害に関する勤務先児童館の地域特性や、災害発生時の役割等を普段から理解しておくこと。なお、生涯学習課職員は、かつらぎ町で震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに施設の被害状況の把握、安全の確保、各学校と連携した避難所の開設及び運営を行うことがかつらぎ町災害対策本部の編成で定められています。

(3)防火管理者となった職員は、施設の消防計画を確認する。また消防計画の変更があった場合、速やかに消防署へ届け出る。

- ①消防計画書の変更(防火管理者の解任及び選任等)と確認。
- ②消防隊の編成(防火管理者)と他の職員への周知。
- ③避難経路図、消火器配置図の作成と掲示。

2 訓練

消防計画に基づいた訓練を、防火管理者を中心とし、実施する。なお、他施設が防火管理の責務を負っている場合、訓練の要請に対して必ず協力すること。

(1)想定される訓練は以下のとおり。

- ①避難訓練。

②消火訓練。

③通報訓練。

④救護訓練。

(2)訓練は毎月1回行うこととする。

(3)訓練実施にあたっては、必ず消防署へ訓練計画を提出する。

(4)訓練内容の客観的評価や指導を受ける必要性から、必要に応じて消防署員の派遣を要請する。

(5)訓練にあたって職員は、事前打合せ及び事後の反省を必ず行う。

火災及び地震発生時の対応

1 児童館職員の心得

(1)来館者の安全かつ速やかな避難を第一とする。

(2)職員は決して慌てずに、行動をおこす。

(3)役割分担は消防計画のとおり、施設ごとの組織表に基づき行動するが、当日の勤務、火災の発生場所等で臨機応変に対応できるようにする。

2 児童館職員の行動(通報から避難まで)

(1)火災発生(地震時の2次災害を含む)の対処

①火災受信機の作動時、及び発見者からの通報の場合は同様に、火災場所を特定し、直ちに放送機器(又は大声で)火災の発生を館内に周知させ、避難の誘導を開始する。

②発生場所近くの職員は、慌てず迅速に直近の消火器を用い初期消火を試みるが、消火が困難と判断したら迷わず、避難誘導に回る。

③消防機関等への通報は、'慌てずに簡潔に行う。

(2)大地震(震度5強以上の地震)が起きた時の対処

①館内・館外の利用者に対して、慌てずに窓や壁から離れるように、放送機器あるいは大声で呼びかける。

②場合によっては外へ避難せず動かない方が良い場合もあるので、利用者が慌てず、落ち着いて職員の指示に従えるよう誘導する。

③避難時、館内を移動する場合は、できるだけ室内・廊下の中心を歩かせ、落下物等に注意する。

④ガスの元栓は必ず閉め、電気のコンセントはできるだけ抜く。

(3)避難誘導について

①避難は職員が来館者を先導し、慌てず迅速に、まず館外への誘導を行う。

②避難時については、次のことに留意する。

ア館内(各階ごと)からの完全避難。

ウ必要物品(救急道具、当日の来館カード、登録名簿等)の搬出。

③避難路に煙が漂う場合は、服・ハンカチ等で口を覆い、できるだけ頭を低く歩くよう指示する。

④館外へ避難したら、周囲の状況に注意(地震の場合には、地面の状況、ブロック塀、木、電柱等)し、安全な場所へ一旦待機させる。

⑤館内に最後に残った職員は大声を出し、各部屋に誰もいないことを確認し、責任者へ報告を行う。

⑥直ちに点呼をし、来館者全員の安全を確認する。

⑦避難時に怪我人が出た場合は、慎重に搬出し、怪我の箇所、度合いを確認する。

⑧地震により館を閉館して避難する場合は、一時避難場所又は広域避難場所へ避難誘導する。

(4)搬出品について

①搬出品は、登録名簿・登録カード・救急用具・ラジオ等、必要最低限度にとどめる。

②避難時に慌てないように、搬出品はできるだけ近くにまとめて配置しておく。

(5)広報活動について

館を閉館して避難する際は、災害用伝言ダイヤル(171)に「館の閉館と避難先に関するメッセージ」を登録する。なお、安全上、館においてメッセージ登録を行うことができない場合は、一時避難場所等への避難完了後、避難先から速やかにメッセージ登録をすること。

3 避難場所

和歌山県立笠田高等学校、かつらぎ町立妙寺中学校、かつらぎ町立渋田小学校
※なお、避難経路の状況によって避難場所を変更する場合は、地域防災計画を参考に迅速に判断し、その旨を災害用伝言ダイヤル等で周知すること。また、避難により安全が確保された後は、速やかに生涯学習課長へ報告すること。

4 避難後の対応

避難後については、避難場所での待機、児童館への帰館など、災害やその被害の状況によってその後の行動は分かれる。以下についての明記は、来館者全員の安全の確保と同様、小学生以上の来館児童の保護については、保護者への引き渡しまで、児童館に責任があることを前提としている。

(1)来館者の安全確認と報告

①避難終了後、避難場所では、周囲の状況確認など、来館者の安全確保に努める。

②小学生以上の子どもについては、登録簿をもとに氏名・学校・学年・連絡先を確

認する。なお、周囲や本人の安全が確認されても勝手に帰さず、職員が状況を把握する。特に、震災時においては、原則、保護者への直接の引き渡しとする。

③災害の状況によっては、保護者との連絡がとれない場合があるので、児童の不安に対するケアには慎重に、且つ最善を尽くす。

④乳幼児を連れてきた保護者に対しても、周囲の状況がつかめるまで避難場所にとどまるよう呼び掛ける。

⑤災害の内容と状況、来館者の人数、内訳(大人・子ども等)・怪我人の有無等を生涯学習課に報告をする。報告は簡潔明瞭に行う。

(2)館内へ戻れる場合の対応(火災・大地震を除く)

①安全が確認でき、避難場所から施設内に戻れる場合は、まず職員のみが立ち入り、業務の継続が可能かどうかも含め、館内の状況を確認する。その際、避難場所に職員1名は残り、待機させている来館者の安全確保に努める。

②館内の状況を確認後、生涯学習課へ状況を報告する。その後の業務の継続等について、生涯学習課長の指示を仰ぐ。

(3)その他

震災時にあつては、予期せぬことも多いので、職員同士または関係者と連携をとりながら、冷静に且つ臨機応変に事態の収拾に努める。また、ラジオ等で外部からの情報を得ること。なお、大地震などで学校に避難した場合、地域防災計画に従い、避難場所に町指定要員による初動期避難所が開設される場合が想定されるが、その場合は当該の学校職員と共に町指定要員の初動期避難所(体育館等を予定)開設に協力し、保護者の引き取りまでの間、来館者の安全を確保できる環境整備にも尽力すること。